三　信用協同組合グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、信用協同組合グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第四条の三第一項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号」を「第四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第六号」に、「同項第二号の二」を「同項第三号」に改め、「いう。以下この条の下に「及び第十二条第一項第二号の二」を加え、同条第四項第一号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号中「（認可）」を削り、「限る。）。」を「限る。）」に改め、同条第七項中「前条第一項第二号」を「第四条の二第一項第二号」に、「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第四条の二第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「、同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第二号又は第二号の二」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9　第四条第二項の規定は、前各項の場合において信用協同組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第四条の四第一項中「。第三項」を「。第十一号」に改め、同項第一号中「もの」の下に「（第六号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）」を加え、同項第二号、第三号及び第四号中「（以下」を「（第六号ロにおいて」に改め、同項第四号の二中「次項第七号」を「第六号ロ」に改め、同項第五号中「会社（以下」を「もの（次号ロにおいて」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ　従属業務

ロ　金融関連業務（当該信用協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合（当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第四条の四第一項第七号中「当該会社の議決権を、」を削り、「次号」を「次号及び第九号」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数（」に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第八号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号の三中「（協同組合連合会）」を削り、「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の二中「、当該会社の議決権を」を削り、「、同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

第四条の四第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中「、子会社対象会社のうち」を削り、「第七号の三又は第八号」を「第十号又は第十一号」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に改め、「。以下この項及び第七項において同じ」及び「（従属業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」を削り、「次項」を「次項及び第十二条第一項第二号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社が、」に改め、「（第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。）」、「（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）」及び「（合併の認可）」を削り、同条第四項中「その」を「現に」に、「とき」を「とき及び現に子会社としている同項第十号に掲げる会社（その業務により当該信用協同組合連合会又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするとき」に改め、同条第五項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「又は第二号の二」を「から第四号まで」に、「又は第七号の二」を「から第九号まで」に、「同条第四項中「前項」を「同条第四項中「前項の」に、「」と、「認可対象会社が、」とあるのは「」を「の」と、「、認可対象会社」とあるのは「、」に、「が、」と、「子会社となる」を「」と、「第一項第五号」に、「子会社（同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその」を「同条第一項第十号」と、「前項に」とあるのは「同条第三項に」と、「基準議決権数」とあるのは「」に、「を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「」と、同条第七項中「、第三項」とあるのは「、」に、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において準用する第三項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第三項」に、「読み替える」を「、「該当する」とあるのは「該当する子会社としようとするとき若しくは現に子会社としている同項第十号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する」と読み替える」に改め、同条第六項中「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）」に、「）が」を「）について、」に、「ことを」を「ことその他内閣府令で定める事実を」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第四条の六第一項中「及び第七号の二から第八号まで」を「、第八号、第十号及び第十一号」に、「同項第七号の二」を「同項第八号」に、「いう」を「いう。第四項及び第十二条第一項第二号の五において同じ」に改め、同条第二項中「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第九号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「第八項の」を「第九項の」に改め、「規定」と、「の下に「同項第一号中」を加え、「事業」を削り、「、「中小企業等協同組合法第六十六条第一項」を「、同項第二号中「第六十六条第一項」に、「あるのは「中小企業等協同組合法」を「あるのは「第六十六条第一項」と、同項第三号中「第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第四条の四第一項第九号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「、同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第四条の四第一項第七号又は第七号の二」を「同条第一項第七号から第九号まで」に改める。